

# 公 告

令和5年10月2日

防衛省共済組合航空春日支部

支部長 津曲 明一

防衛省共済組合航空春日支部自動販売機コーナーにおいて、自動販売機の設置販売を行う事業者を次のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団の不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの関係者でないこと。
- (3) 防衛省自衛隊の各部隊及び機関、防衛省共済組合の本部及び支部において取引停止の措置を受けていないこと。
- (4) 航空自衛隊春日基地の立入を制限されていない者
- (5) 契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせることなく業務を遂行できること。
- (6) 募集要項及び仕様書の記載事項を遵守できること。

## 2 設置方法

防衛省共済組合物資規則第41条の規定に基づき、防衛省共済組合航空春日支部長が選定し防衛省共済組合本部長が承認する。

## 3 設置場所

福岡県春日市原町3-1-1 自動販売機コーナー

## 4 業者数及び台数

飲料自動販売機（缶・ペットボトル）5業者 5台（基準）

## 5 募集期間及び募集要項の配布

- (1) 期間：令和5年10月2日（月）から令和5年10月16日（月）（土日祝日を除く）の午前9時から午後5時
- (2) 場所：福岡県春日市3-1-1 防衛省共済組合航空春日支部  
※基地HPからでもダウンロード可

## 6 説明会

- (1) 日時：令和5年10月23日（月） 午後2時30分
- (2) 場所：航空自衛隊春日基地内 隊員食堂

## 7 その他

細部の内容は、募集要項による。

## 8 問い合わせ先

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-1

防衛省共済組合航空春日支部（航空自衛隊春日基地内）担当 西久保 志水

電 話 092-581-4031（内線2873）

FAX 092-571-5594

## 募集要領

### 1 概要

福岡県春日市原町3-1-1に所在する防衛省航空自衛隊春日基地において、組合員の福利厚生の実充及び向上を図るため、飲料自動販売機を以下に記載する諸条件に従い募集する。

なお、委託契約は防衛省共済組合航空春日支部長との間に行なうものとする。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの関係者でないこと。
- (3) 応募締切日現在において、防衛省自衛隊の各部隊及び機関、防衛省共済組合の本部及び支部において取引停止の措置を受けていないこと。
- (4) 航空自衛隊春日基地の立入を制限されている者でないこと。
- (5) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

### 3 設置施設の所在地及び名称

福岡県春日市原町3-1-1

防衛省航空自衛隊春日基地 自動販売機コーナー

### 4 説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

- (1) 日 時：令和5年10月23日（月）午後2時30分
- (2) 場 所：春日基地 隊員食堂
- (3) 携行品：募集要領、仕様書、参加者の認印  
※参加希望者（各業者2名以内）は、令和5年10月16日（月）午後5時まで  
に 別添「飲料水自動販売機公募説明会参加申込書」にて通知願います。
- (4) 説明会終了後に現地説明を行う。

### 5 設置条件

#### (1) 設置方法

防衛省共済組合物資規則第41条の規定に基づき、防衛省共済組合航空春日支部長が申請し、防衛省共済組合本部長が承認する。

#### (2) 募集業種及び店舗数

設置施設における募集業種及び店舗数は以下のとおり。

飲料自動販売機 5業者 5台（基準）

#### (3) その他

仕様書のとおり。

## 6 応募手続き等

### (1) 応募申請

以下の書類を令和5年11月6日(月)午後5時(平日午後5時から午前9時及び土日祝日を除く。)までに提出すること。申請書類提出後は、企画内容の変更を禁止する。ただし、組合側から新たな条件を付与して提案を求めた場合を除く。

ア 申請書(別紙様式第1) 1部

イ 企画提案書(別紙様式第2) 正1部 写し20部

(ア) 別紙様式第2及び付紙様式により、普通紙A4版縦型で作成する。

(イ) 企画提案書付属書類 正1部 写し20部

カタログ、その他企画提案書の内容が分かる具体的な資料等

(ウ) 表紙(様式任意)、別紙様式第2、付紙様式及び(イ)の資料の順に整理し、表紙を第1頁として右下隅に算用数字でページ数を表示すること。左上隅をステープル、クリップ等で簡素に綴じる(ファイル、クリアフォルダ用の表紙等を使用しない)こと。

ウ その他関係書類 各1部

公募に参加する者の信用状況等を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。

なお、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

a 業務確約書(別紙様式第3)

b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書))※発行後3ヶ月以内のもの

c 営業経歴書(別紙様式第4)(会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業内容、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可)

d 財務諸表

(a) 個人

直近の(申請日直前1年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算、の確定申告書等)

(b) 法人

直近の(申請日直前1年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等)

e 法人税、又は所得税に関する納税証明書※発行後3ヶ月以内のもの

(a) 個人

その3の2

(b) 法人

その3の3

f 会社概要(様式不問。上記cで提出された営業経歴書またはその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は

g 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)

h 都道府県知事の発行した営業許可証等の写し

- (2) 提出先  
防衛省共済組合航空春日支部（防衛省航空自衛隊春日基地内）  
〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-1  
電話（代表者）092-581-4031（担当：西久保、志水（内線2872））
- (3) 提出期限  
令和5年11月6日（月）午後5時まで
- (4) 応募者の失格  
次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
  - ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
  - オ その他、違反と認められる場合

## 7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものとする場合がある。

なお、必要に応じて、見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程等については、別途通知する。

## 8 決定日

令和5年12月1日（金）（春日基地のホームページ等に掲載予定）

## 9 業者決定後の提出書類等

飲料自動販売機設置業者として決定された者は、下記のとおり手続きを行う。

- (1) 提出書類  
経営受託申請書（別途、定型等を配布）
- (2) 提出先  
申請書等の提出に同じ。
- (3) 提出期限  
別途示す。

申請書

令和 年 月 日

防衛省共済組合  
航空春日支部長 殿

本社（店）所在地  
〒

商号又は名称  
代表者の氏名

印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人・個人

福岡県春日市原町 3-1-1 に所在する防衛省航空自衛隊春日基地内自動販売機コーナーにおいて、飲料自動販売機を設置し、経営委託契約を防衛省共済組合航空春日支部長と締結することについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用する。

## 企 画 提 案 書

事業者名： \_\_\_\_\_

応募種別： 飲料 \_\_\_\_\_

提 案 事 項		提 案 内 容
1	販売予定商品、販売予定価格	(販売予定商品品目表のとおり)
2	商品の供給体制	
	・至近の営業所の所在地	
	・上記の営業時間	
	・設置位置までの所要時間	
3	自動販売機運用台数 (春日市内、R5.10.1 現在)	
	販売機の機種及び諸元	
	・外形寸法 (自販機及びゴミ箱)	
	・1ヶ月あたりの消費電力	
4	衛生管理、 空き容器回収回数等方法	
5	メンテナンス、アフターサー ビス、苦情対応	
6	環境、省エネルギー対策	
7	会社概要、営業経歴	
	・過去3年間の法令遵守状況 (R5.10.1 現在)	
8	その他特記事項	

※記述する文章量によって欄を伸縮させることは差し支えない。

図版等を要する場合は別途資料を付すこと。



業務確約書

令和 年 月 日

防衛省共済組合航空春日支部長 殿

「航空自衛隊春日基地内自動販売機コーナーにての飲料水自動販売機の設置及び経営」業務の応募に際し、仕様書及び自らが提出した企画提案書の内容を、適正に履行できることを確約いたします。また、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを確約します。

これに違反した場合は、経営を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存はありません。

- 1 暴力団及びその関係者と一切関係を持ちません。
- 2 設置及び経営に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
- 3 設置及び経営に際して、認められた目的以外の行為は一切行いません。
- 4 設置及び経営の意思が無くなり、又は設置及び経営が不可能となった場合には、速やかに航空春日支部に連絡し指示を受けます。
- 5 設置及び経営に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 6 設置、経営及びこれに関して発生した費用等は、全てこれを負担します。
- 7 基地内において必要な場所以外への立入れは行わないほか、細部は国及び航空春日支部の指示に従います。
- 8 国及び航空春日支部の都合により経営が中止又は変更された場合、これによって発生した費用、損害等については一切請求しません。
- 9 その他疑義を生じた場合は、その都度官側と協議し、指示を受けます。

所在地

〒

電 話：

商号又は名称

代表者の氏名

印

※商号、代表者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。



## 営業経歴書

作成日 令和 年 月 日現在

納税証明書に記載された氏名(名称)・住所			
氏名(名称)			
住所	〒		
事業所又は事務所の屋号・住所・連絡先			
屋号			
住所	〒		
電話及び FAX番号	電話:	FAX:	
営業所一覧			
支店及び営業署名	所在地	電話及び FAX番号	
年月	沿革		
主な営業内容			
元入金の種類			
営業年数	創業年数 年 月 日	休業した期間 自: 至:	営業年数 創業時から 満 年
常勤職員の人数	人	令和 年 月 日現在	

飲料水自動販売機公募説明会参加申込書

- 1 日時：令和5年10月23日（月）午後2時30分
- 2 場所：航空自衛隊春日基地隊員食堂
- 3 携行品：身分証明書、募集要項、仕様書

会社名	
会社住所	TEL Mail FAX

参加者名 (2名以内)	

乗入車両 (1台)	車種及び色
	車番

- 4 提出方法及び連絡先  
持参、郵送、FAX及びメール  
〒816-0804  
福岡県春日市原町 3-1-1  
防衛省共済組合航空春日支部 飲料自動販売機公募担当 西久保、志水  
TEL 092-581-4031 (内線2872)  
Fax 092-571-5594  
mail wacw-ses008@inet.asdf.mod.go.jp

## 仕様書

- 1 件名  
防衛省共済組合航空春日支部（以下支部という）自動販売機コーナーにおける、自動販売機による飲料のあっせん販売。
- 2 委託内容  
組合員を対象とした飲料自動販売機の経営
- 3 相手方の決定  
防衛省共済組合航空春日支部長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 契約の締結
  - (1) 本業務を委託される者（以下「乙」という。）は、飲料自動販売機設置の受託経営に関する経営受託契約書を甲と取り交わさなければならない。
  - (2) 甲は、次に該当する場合は契約を解除し、又は中断することができる。
    - ア 甲又は国（以下「丙」という。）が乙に委託している土地を使用する場合
    - イ 乙が契約条項に違反した場合
    - ウ その他、甲が必要と認めた場合
  - (3) 契約が満了した場合（更新した場合を除く。）又は前号により契約が解除された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用した土地を受託前の状態回復し甲に返還すること。  
なお、この場合、乙は甲に対し一切の補償を請求することができない
- 5 乙の資格  
乙は、以下の条件を満たしていること。
  - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
  - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
  - (3) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 設置場所  
防衛省共済組合航空春日支部が管理する自動販売機コーナー（航空自衛隊春日基地内）
- 7 委託期間（基準）  
令和6年4月1日から令和11年3月31日とする。  
但し、甲が必要と判断した場合には、5年を超えない期間（ただし、甲の国有財産使用許可期間内であること）で甲が定める期間、契約を更新することができる。  
なお、委託期間の開始及び終了時期については、変更もあり得る。この場合、乙は甲に対して一切の補償を請求することができない。
- 8 名義使用の制限  
乙は、自己の営業上の取引に関して、甲又は丙の名義を使用してはならない。
- 9 費用負担  
本業務に伴う費用は、すべての乙の負担とする。

## 10 管理手数料

- (1) 乙は、委託事業の管理に要する費用として、管理手数料を甲に納付しなければならない。
- (2) 管理手数料は月額とし、売上の5%に相当する額とし、支払期限は翌月25日（休日の場合は、その直前の平日）までに別紙に基づき算出される額とする。

## 11 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 乙の従事者（経営者含む。）は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

## 12 衛生等の保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

## 13 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 14 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 15 業務の解除

次のいずれかの行為が認められた場合は、甲は一方的に乙に対して業務の解除ができるものとする。この際、乙は解除日までの管理手数料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

- (1) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産する恐れがあり、そのことにより支払をすることができないと認められるとき。
- (2) 本公募及び使用申請に際し、不正の行為があったとき。
- (3) 乙が本仕様書の内容に違反した場合及び故意又は重大な過失により甲及び自動販売機利用者に被害が発生した場合
- (4) 春日基地内で業務をするにあたり必要な入門手続等、丙に対する提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が法令に違反した又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させたとき（社会的に非難されるべき行為を行っ

た場合を含む。)

3

16 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は解除日までの管理手数料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

17 業務仕様

(1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

(2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3) 自動販売機の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。

また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(4) 乙は、設置した自動販売機の維持保存のための費用を負担する。また、乙が電気、水道等付帯設備を使用する場合は、その実績に基づいて使用料を徴収するものとし、支払条件は春日基地の示すところとする。使用量計測機器は乙の負担とする。

(5) 乙は転倒防止等、設置した自動販売機の安全な使用に必要な措置を採らなければならない。

(6) 販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い品目の提供に努めるものとし、甲から利用者の要望について連絡を受けた際は、可能な限り従うものとする。

(7) 営業許可を要する品目を取り扱う場合は、営業許可を取得したことを甲に通知した後、販売を開始すること。

(8) 乙は、自動販売機の故障、商品の瑕疵について連絡を受けた際は即時に対応すること。

(9) 乙は、適時、自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を提供するように努めるとともに、設置場所周辺の清掃、衛生管理について留意すること。

(10) 乙は飲料移動販売機を設置した場合は空容器等回収容器、食品自動販売機を設置した場合はゴミ箱それぞれ1個以上を設置し運用すること。容器の要領等、細部事項については甲の指示に従うこと。

(11) 販売商品、空容器等の搬入方法について、甲の指示に従うこと。また基地への立入、基地内の運行について、権限を有する者から指示を受けた場合はこれに従うこと。

(12) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。

(13) 乙は日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に現に所属する者を本業務に従事させてはならない。

(14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

18 報告

乙は毎月の売上に係る書類（任意様式）を翌月の10日（休日の場合は、その直前の平日）までに提出すること。

19 その他

各項目の細部については、決定業者に対し別途示す。

### 管理手数料の算出

飲料自動販売機の管理手数料は次の計算式により、算出した価格とする。

- 1 管理手数料  
 $(A + B) \times 5\%$   
A：各月の標準税率対象標品の売上額  
B：各月の軽減税率対象標品の売上額  $\div (1 + \text{軽減税率}) \times (1 + \text{標準税率})$  (円位未満切捨て)
- 2 管理手数料の端数処理  
前項で算出した管理手数料の最終金額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。